

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.204

2024/8/1

【毎偶数月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp

ホームページ：https://www.iken30.jp

郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

出征の日に遺言をのこす。「帝国の進展に幸在れ―父様
母様御世話に成りました 兄よ妹等よ素晴らしく元気なれ
統てに感謝す 吾最后迄微笑消なはず 他に遺言らしきも
乃思い当たらず、萬才 嬉しつ―昭和十九年十二月二日
一年振りの休暇で帰る其日」

（『新版 戦没画学生人名録』）

『婦人像』生駒武彦（無言館蔵）



市民の意見 204号 目次

巻頭詩 灯籠流し

米田かずみ 2

憲法の国家緊急権と

改正地方自治法の問題点

清水雅彦 4

記録を残す大切さ

岡村幸宣 7

世界水準から見るアイヌ新法

太田昌国 12

4・10韓国総選挙分析と

尹錫悦政権の展望

李泳采 15

運動の現場

パレスチナに心を寄せて

木村隆文 20

連載

皇室情報 の検証 ⑮

天野恵一 22

〈よそもの〉目線の広島 ⑭

田浪亜央江 26

文化

本の紹介 『南海トラフ巨大地震でも 原発は大丈夫と言う人々』

横山道史

事務局だより

読者のおたより

会計報告

編集後記

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有) 山猫印刷所

灯籠流し

米田かずみ

夕闇がすつぽりと川を包む頃
上流から僧侶の読経が流れてくる

一九四五年八月十四日夜十一時二十三分

B 29 九十機が上空を被い

瞬時、真昼のような明るさになると

八千発の焼夷弾が夕立のように降り

燃え狂う炎が

人々の寝こみを呑み込んだ

家並に火の手が上がると

瞬く間に炎の砦となる

逃げ場を失って星川に飛び込んだ人々は

浮かんだまま息絶えた

川面は百人の遺体の行列で犇めき

翌日、玉音放送が流れた

あれから七十四年

今年も星川に灯籠が流れる

◆巻頭詩の作者◆

米田主美（よねだ・かずみ）

1945 年 8 月 14 日埼玉県熊谷市うまれ

県立熊谷女子高 埼玉大学卒。詩誌「漪」同人

埼玉文芸家集団、埼玉詩人会、日本詩人クラブに所属

第 11 回太田玉茗賞、第 50 回埼玉文学賞準賞など受賞

現在、熊谷空襲を忘れない市民の会代表

今夜、私は死者たちの声を聞くために
ここへ来た

――身が炎に焼かれる痛みと苦しみをわかってください
――煙と火の粉を浴び呻き声と叫び声が溢れていても
誰にも手を貸してもらえなかったのです

「ひいおじいちゃん、ぼくはピアノがひけるようになったよ」
灯籠に愛らしい字が並んでいる

平和を願う

生者から死者へ
死者から生者へ

灯りのバトンは
静かに
静かに流れる

米田かずみ詩集『私が生まれた日』（東方社、2020年8月14日刊）より

▼表紙絵の作者▲

生駒武彦

（いこま・たけひこ）

1921（大正10）年8月28日生。富山県高岡市出。本籍秋田県。高岡尋常小学校から沖縄小学校に転入。沖縄県立一中（現・首里高校）卒。1940（昭和15）年4月、東京美術学校（現・東京芸術大学）工芸科漆工部入学。1944（昭和19）年9月繰り上げ卒業。1943年（昭和18）年12月1日学徒出陣。1945（昭和20）年7月31日、フィリピンにおいて戦死。享年23。（『新版 戦没画学生人名録』）

憲法の国家緊急権と 改正地方自治法の問題点

清水 雅彦

憲法の保障と国家緊急権

憲法は、封建制社会における暴力と神話が権力支配の正当化に使われた「人の支配」を否定し、近代市民革命後に登場したものである。元々「組織」「構成」を意味する英語の *constitution* を「憲法」の意味で使うようになったのは、憲法の規定の大部分は統治規定であるからであり、その目的はいかに国家権力を縛るかにある。

憲法は国家の最高法規として国家権力の行動・範囲を定め、国民の基本的人権を保障するものであり、公権力が憲法を侵害するような場合に、憲法規範の回復・予防措置が必要になる。それが「憲法の保障」という概念であり、これには憲法自身に規定されている憲法内的保障（日本国憲法だと、98条1項の憲法の最高法規性の宣言、99条の公務員の憲法尊重擁護義務、三権分立、96条の憲法改正が法律改正よりハードルの高い硬性憲法の技術、81条の違憲審査制）と、憲法には規定されていない超憲法的保障とがある。

超憲法的保障は抵抗権と国家緊急権である。戦争・内乱・大規模な自然災害などの

緊急事態時で、平時の統治機構の下では対処できない場合、憲法を一時的に停止して非常措置をとり、憲法秩序を護る方策を国家緊急権と言う。国家緊急権の行使は、国王、大統領、首相など行政権の長に権限を集中してなされる。本来、憲法によって縛られている公権力によって行使されるものであるから、憲法秩序の擁護を越えてしまう危険性がある。戦前のナチスは大統領の非常事態権限を濫用・悪用したし、大日本帝国憲法には緊急勅令・戒厳大権・非常大権があった。大日本帝国憲法には国家緊急権があったのに、日本国憲法にはないことから、憲法学界の多数派は日本国憲法は国家緊急権を認めていないと考える。

憲法と地方自治

戦前は1888年の市制・町村制、1890年の府県制・郡制による地方に対する国家統制が行なわれ、1889年の大日本

帝国憲法には地方自治の規定がなく、府県知事は内務省が任命し、内務大臣が監督した。これが戦争遂行に適合的な体制であったのである。

これに対して戦後、日本国憲法は第8章で地方自治を保障し、国家権力の制限を三権分立と地方自治で行なうことにした。92条で地方自治は「地方自治の本旨」に基づいて行なうとし、これは住民自治（その地域団体の運営がそこに住んでいる住民の意思に基づいて行なわれること。93条と95条で規定）と、団体自治（国家とは独立の地域団体が団体自らの意思と責任の下でその地域の自治を行なうこと。94条で規定）とから構成されている。

そして、94条には条例制定権があり、条例は「法律の範囲内」で制定できるとした。この点で、「上乗せ規制」（法令の定める基準より強い規制）と「横出し規制」（法令の定める対象以外のものへの規制）はできるのかという議論があるが、地方自治の重要性（住民が選挙で選んだ議会で制定し、住民の人権のために制定している）から容認してきた。

地方自治法の規定と実践

さらに、地方自治法には、住民による条例の制定・改廃請求権（74条、74条の4）、自治体の違法・不当な公金支出など財務についての監査を求める監査請求権（242

条）、議会の解散請求権（76～79条）、議員・長・役員の解職請求権（80～88条）、町村集会（94条。議会を置かず選挙権を有する者の総会の設置を可能としている）の規定まである。

こういう中で、米ソ冷戦下の「自治体外交」や「非核自治体宣言」（1500を超える自治体が宣言）が行なわれた。また、1972年の横浜市と相模原市による米軍車両の移動阻止や、1975年以降の神戸市による非核証明書の無い艦船の入港拒否、1995年の沖縄県による駐留米軍用地の強制収用のための代理署名拒否、2002年福島県矢祭町や国立市の住基ネットへの接続拒否が行なわれてきている。これらは、憲法で保障された平和主義と人権保障に後ろ向きな国に対抗する、自治体独自の憲法実践とも言えるものであった（しかし、1999年の駐留軍用地特措法改正で代理署名を国の直接執行事務にしたり、共通番号制度では自治体の事務を法定受託事務にするなど、国の巻き返しもあった）。

そして、従来、自治体の事務は自治事務と機関委任事務とに分けられていたところ、1999年の地方分権一括法制定（地方自治法改正を含む）によって、自治事務と法定受託事務とに分けられた。法令違反や著しく適正を欠き公益に反する法定受託事務に対しては、国による是正・改善・指示

権を認めたが、自治事務の指示権は個別法で規定するとしたのである。この法改正により、法律的にも国と自治体は対等な関係になったはずであった。

改正地方自治法の内容と問題点

このような中で、今年の通常国会では自治事務一般に対して国の指示権を導入する改正地方自治法が成立した。具体的には、252条の26の5第1項で、「各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、……閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる」としたのである。

まず問題なのは、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」という表現の曖昧さである。252条の26の3第1項で、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」としているが、これでは「その他」に武力攻撃や内乱・テロなど何でも入ってくる可能性がある。また、「発生する『おそれ』」という、

客観的な「発生」だけでなく誰かが判断する「おそれ」も入っている。

そして、各大臣が「必要があると認めるとき」に閣議決定だけで可能となり、国会無視も甚だしい。災害対策基本法や感染予防法、有事法制などの個別法で限定されているもの以外でも指示が可能となり、この「必要な指示」に限定がない（例えば、有事法制では住民の避難・誘導・救援、港湾・空港利用に限定している）。今回の自治事務に対する指示権導入の次は、自治事務に対しても国による代執行を可能とする法改正かもしれない。

以上、今回の改正地方自治法は、従来の憲法と諸法で保障された地方自治を後退させるものであり、国家権力制限規範としての憲法の規範力を緩めるものである。

改憲の先取り

自民党は2012年に「日本国憲法改正草案」を作成したが、この中の第9章で「緊急事態」の章を新設し、98条1項で「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発

「緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならぬ」99条1項で「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣総理大臣は…地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」と、緊急事態に内閣総理大臣による自治体への指示権を規定していた。そういう意味では、今回の改正地方自治法の制定により改憲でしようとしたことが単なる法改正で可能になったのである。

さらに、今回の改正地方自治法は2012年改憲案の内容より酷い。指示権を出せるのは内閣総理大臣ではなく各大臣になつてゐる。また、2012年改憲案では自治体への指示の前、緊急事態宣言発出には国会の事前又は事後承認が必要であるとしていたが、今回の改正法の原案では国会の関与規定が全くなかつた。与党と日本維新の会・国民民主党の修正で、252条の26の5に第4項として、「各大臣は、第1項の指示をしたときは、その旨及びその

——清水雅彦さんの新著紹介——

* 「憲法入門 法・歴史・社会をつなぐ」

(大月書店、2400円＋税、2024年3月刊)



—日本体育大学法学研究室(清水雅彦)主催 憲法市民講座—

講師 清水雅彦(日本体育大学体育学部教授・憲法学)

期間 9月21日(土)～10月26日(土)

全4日 1日2講

時間 毎回9時30分～12時30分

1講目 9時30分～10時55分(85分)

2講目 11時5分～12時30分(85分)

場所 日本体育大学横浜・健志台キャンパス百年記念館(1号館)

東急田園都市線青葉台駅より東急バス日体大行約15分
(車での入構はできません)

9月21・28日・10月19日は3階1301教室

10月26日は4階1402教室

内容◎9月21日(土)

[1講目] 憲法とは何か、人権の基本原則と法の下での平等

[2講目] 自由権①～人身の自由、幸福追求権

◎9月28日(土)

[3講目] 自由権②～精神的自由(思想・信教・表現・学問の自由)

[4講目] 社会権～生存権、教育を受ける権利、労働者の権利

◎10月19日(土)

[5講目] 天皇、平和主義

[6講目] 国会、内閣、財政

◎10月26日(土)

[7講目] 司法

[8講目] 地方自治、憲法の保障、憲法の改正

費用 無料(事前申し込み不要、直接会場までお越しください)

お問い合わせ先

日本体育大学法学研究室 電話 045-963-7941(直通)

(しみず・まさひこ／日本体育大学教授・憲法学)

内容を国会に報告するものとする」を加えたが、これは事後報告にすぎず、承認ではない。これでは国権の最高機関・代表機関(憲法41・43条)としての国会の地位低下を招く。今後、このような地方自治法を改正し、元の形に戻すべきである。

記録を残す大切さ

阿波根昌鴻の写真展をめぐって

闘争の記録と島の日常

那覇からバスで約二時間、本部港からフェリーに乗って三〇分ほどで伊江島に到着する。面積約二・八平方キロメートルの楕円形の島の中央部に、ピラミッドのようにそびえ立つ、「タツチュー（塔頭）」と呼ばれる城山は、海の上からもよく見える。戦時中、日本軍の飛行場が建設された



陳情小屋前の阿波根昌鴻（1955年）

岡村 幸宣

ために米軍の攻撃目標となった伊江島は、一九四五年四月の激戦で、大部分が焼野原となり、集団自決（強制集団死）も含め多くの命が犠牲になった。生き残った住民たちは、島を米軍が基地として使用するため沖縄本島の収容所に移動させられ、難民となった。一九四七年に帰島は認められたが、一九五〇年代に入って、島の西側は射爆場などの米軍用地とするために土地が接収されていく。「銃剣とブルドーザー」と呼ばれた強引な接収により、家は破壊され、畑は焼き払われた。再び難民となった島の住民は、米軍に抵抗の意志を示し、琉球政府に陳情し、窮状を訴えるため「乞食行進」を行なった。その土地闘争を非暴力という姿勢を貫きながら牽引したのが、阿波根昌鴻だった。

埼玉県東松山市の原爆の図丸木美術館では、二〇二四年二月二三日から五月六日まで企画展「阿波根昌鴻 写真と抵抗、そして島の人々」を開催した。島で起きている

ことの証拠を残すため、そして、ともすれば事実をねじまげる米軍に抵抗するため、島で唯一のカメラを入手した阿波根昌鴻は、闘争の記録だけでなく、島の人たちの日常や肖像写真も数多く撮影していた。今回の展覧会は、キュレーターの小原真史さんの企画、写真家の小原佐和子さんのプリントにより、沖縄県外で初めて阿波根の写真を本格的に紹介する機会となった。展示は約三五〇点、いずれもブローニーフィルムで撮影した正方形の写真からは、几帳面に、丁寧に、シャッターを押したであろう気配が伝わってくる。

焼かれてしまった家の跡。那覇の中心街で「乞食行進」をする人たち。畑を耕す人や牛。不発弾を解体中に爆死し、あるいは演習地の外で砲弾の直撃を受けて死亡した若者の遺体。日本語と英語の併記で米軍に抵抗の意志を示す木製の十字架の看板……記録を残さなければ、時間とともに人びとの記憶から消えてしまったかもしれない光景の数々。

藁ぶきの家の前で、商店の店先で、城山を背景に、牛といっしょに、小ヤギを抱いて、自転車を曳き、腰に手を当てる、幼児を抱えて、おしゃれをして、肩を組んで、一九五〇年代の伊江島に生きる大人や子どもたちが、まっすぐにこちらを見つめて笑

いかける。名も知らぬ人たちではあるが、展覧会の会期中、毎日のように顔を合わせ、無言の挨拶を交わしていれば、すっかり馴染みのように思えてくる。しかし、その一方的な親しみと、後ろめたさのような胸の痛みは、常に複雑に混ざりあう。伊江島では今も軍事訓練が行われ、与那国島などの島々では戦力配備が急速に進んでいるという話も聞く。戦争と隣り合わせの沖縄を、なし崩し的に日常化させている私たちは、歴史から何を学んでいるのだろうか、途方に暮れる思いもする。

丸木位里、丸木俊と阿波根の出会い

展覧会の挨拶や資料の借用・返却のために、幾度か伊江島を訪れる機会があった。島には阿波根が開いた「わびあいの里」がある。里の入口にある高さ二メートル近い鬼面（金城実作）の先の小道を進めば、右手に「やすらぎの家」と看板の掲げられた建物が見えてくる。阿波根の活動を支え、「わびあいの里」を継いだ理事長の謝花悦子さんが、車いすに乗って迎えてくださる。

福祉とは、やすらぎを

得ることです。この家は、

お年寄りも子供も身体の不

自由な人もそうでない人も

お互いに生きがいを求め
共に助け合い能力に応じて
生産につとめ、こころづくりと
からだづくりのための
やすらぎの場として
作られたものです。

建物の壁には、「やすらぎの家」の趣旨
が大きな楷書の文字で記されている。誰に
でもまっすぐに真意が伝わる、伝えようと
する平明さは、阿波根の活動の強く深い根
であると思う。

「やすらぎの家」の奥には、反戦平和資
料館「ヌチドウタカラの家」が建っている。

平和とは人間の生命を
尊ぶことです。この家には
人間の生命を虫けらのように
粗末にした戦争の数々の
遺品と二度と再び人間の
生命が粗末にされない為に
生命を大切にしたい人々
また生命の尊さを求めて
やまない人々の願いも
展示してあります。

嘆くな臣下命ど宝

正面の壁に大書された言葉の通り、建物
には、伊江島に落とされた模擬原爆、米軍
の有刺鉄線、パラシュート、葉莢、阿波根
の使用したトランジスタラジオやカメラ、
陳情のために使われた旗や看板、全国各地
から寄せられた慰問袋など、よくこれほど
集まったものだと思われ、よくこれほど
が、写真や解説文とともに所せましと置か
れている。写真の記録も物品の収集も、一
見すると平易な行為のようではあるが、そ
の粘り強さと情熱は、決して真似できるも
のではない。壁にはキリストや釈迦、ガン
ジー、ソクラテスらの平和を考えるための
言葉が掲示され、そのなかには、丸木位里
と丸木俊の言葉も引かれている。

丸木位里、俊先生

（原爆の図丸木美術館）

原爆やめよ

水爆やめよ

戦争やめよ

（『原爆の図』署名より）

位里と俊は、『沖縄戦の図』を制作中だっ
た一九八四年一月二日、伊江島に阿波根を
訪ねた。その様子は、前田憲二監督の映

画『おきなわ戦の図 命どう宝』（一九八四年公開）に記録されている。当時、阿波根が経営していた雑貨店の二階の六畳間で、阿波根は位里と俊に会い、戦争を引き起こした根源が軍国主義教育にあるとの思いを語った。そして島で唯一焼け残り、米軍の砲弾の跡を残す鉄筋コンクリート造りの公益質屋の跡を案内した。蹟谷悦雄の私家版写真集『沖縄県伊江村川平九七番地』（限定二部、一九九二年）にも、このとき撮影された写真が収められている。和室の対話の写真が七枚、公益質屋跡での写真が三枚。それらの写真のおかげで、俊が色紙に描いた阿波根の肖像画を確認できる（現在は所在不明）。阿波根の手にしている画集が、前年

の一九八三年八月六日に発行されたばかりの改訂版『原爆の図』であることや、同年春に発表した「沖縄の図八連作」が掲載された頁を開いていることも見てとれる。

阿波根が「わびあいの里」を開いたのは、

位里と俊が島を訪ねて約半年後の一九八四年六月二三日であった。「ヌチドウタカラの家」も同年一二月八日に開館した。壁に掲示された位里と俊の言葉は、手渡された画集から引用したのだろう。この年、位里と俊は『沖縄戦の図』を完成させ、三月に東京都美術館で発表する（その『沖縄戦の図』は、一九九四年に宜野湾市に開館した佐喜眞美術館に展示されることになる）。阿波根と丸木夫妻が同じ時期に、戦争と暴力の本質を次世

代に語り継ぐための重要な仕事を、それぞれ手がけていたのは偶然だろうか。互いに相手の仕事に対して、どのような印象を受けていたのか。残念ながら、それを伝える資料は残されていない。

実現しなかった写真展

「わびあいの里」を訪れるたびに、里の方々に温かく迎えられ、手づくりの食事をいただき、阿波根が建てた団結道場など島の各所を案内され、謝花さんの話を聞きながら、もっと早くここを訪れるべきだったと、少しばかり後悔した。社会の喧騒から離れ、むしろ草や虫たちとの距離が近く、時間がおおらかに流れているような雰囲気

は、丸木美術館と似ている。もちろん運営の課題は山積だろうし、それなりに苦労も見えてとれる。

しかし、将来は不確かでありながら、この場を大切に思う人たちに支えられ続けている様子も、よく似ていると感じられた。何より、人間が生きる本質的な手ごたえを実感する日常と、ものごとを静かに深く考える時間



2人の子ども（1955〜67年）



演習地・十字架の看板を立てて訴える若者



（1955年）演習で使われた1トン爆弾（1955〜67年）

が地続きになっっているような場の雰囲気
が、「わびあいの里」と丸木美術館は重な
て見える。

実は、丸木美術館で阿波根昌鴻写真展
の開催を検討したのは、今回が初めてで
はなかった。話は一三年前にさかのぼる。
二〇一一年二月、丸木美術館では記録映
画『教えられなかった戦争・沖縄編 阿波
根昌鴻 伊江島の戦い』（高岩仁監督、一九九八
年）の上映会を開催した。その後、沖縄県
立博物館・美術館の主任学芸員の豊見山愛
さんから、調査会によって阿波根の写真の
整理が進められていると聞き、写真リスト
や資料もお借りした。豊見山さんには『原
爆の図 丸木美術館ニュース』第一〇九号
（二〇一二年四月発行）に、「沖縄復帰四〇年
たったひとつの命のために」と題する文
章を寄稿していただいた。豊見山さんは「丸
木夫妻の仕事は、その作品を多くの人々へ
差し出すことで、なぜ原爆が投下されたの
か、そのことで何が起きたのかを考え、共
有することにあつたはずである。たったひ
つと命、そのすべてにこそ未来は宿る、
という主張こそが、阿波根と丸木夫妻の共
通する美学に他ならない」と記している。
それは阿波根の写真展に向けた準備の一環
のような原稿依頼でもあつたのだが、残念
ながらこのときは実現できなかった。資金

的な問題が大きな理由だが、先に進行して
いた別の沖縄関連の企画に注力することに
なつたためでもあつた。

もつとも、展覧会はめぐりあわせも大き
い。結果的に遠回りをして、かならずし
もその歳月は無駄というわけではない。

記録を残す大切さ

せっかく伊江島を訪れたのだからと思ひ
立ち、島の帰りに名護市の屋部親水公園に
建てられた上野英信の『眉屋私記』文学碑
に寄つてみた。二〇一三年に丸木美術館で
「坑夫・山本作兵衛の生きた時代 戦前・
戦時の炭坑をめぐる視覚表現」という企画
展を開催した際、筑豊を訪れ、記録作家・
上野英信の息子上野朱さんにお世話に
なつたことがあつた。それを機に英信の著
作を読み、戦前の海外移民を取材した『眉
屋私記』に、キューバやペルーへ出稼ぎに
行つた阿波根の聞き取りが収められている
と知つた。

筑豊では、すべての炭鉱犠牲者の人権を
復権し、外国人犠牲者への謝罪を表明した
「復権の塔」も訪ねていた。塔の建設の意
義を広めるために山本作兵衛の絵による紙
芝居が活用されたこと、中心となつて運動
を展開したのは服部団次郎という牧師だつ
たことも知つた。服部は、筑豊に赴任する

前に、沖縄でハンセン病問題に取り組んで
いた人物だ。名護市には沖縄愛楽園という
ハンセン病の国立療養所があるが、服部は
その設立にも尽力していた。

ハンセン病にも丸木美術館は縁がある。
二〇二三年春に、ハンセン病の療養所の写
真を撮り続けた在日朝鮮人二世の趙根在^{チウグンジェ}の
写真展を開催したので。趙は若い頃に炭鉱
労働に従事し、後年、上野英信とともに『写
真万葉録・筑豊』（全十巻、葦書房、一九八五、
八六年）の監修をしていたから、写真展は、
ハンセン病と炭鉱、在日朝鮮人という主題
を網羅する内容になつた。その写真展以
来、地方出張などの折に、栗生楽泉園（群
馬県草津町）、長島愛生園（岡山県瀬戸内市）、
東北新生園（宮城県登米市）など、ハンセン
病の療養所をできるだけ訪ねるようになって
なつているか、実際に足を運んで確かめて
おきたかったからだ。もつとも趙は、沖縄
までは足を運んでいない。経済的な事情や、
まだ復帰前という時期の問題もあつたのだ
ろう。それでも伊江島から沖縄愛楽園は決
して遠くないので、やはり伊江島の帰りに、
バスを乗り継いで療養所を訪ねてみた。
その日は暑くて、たどりとくまでたいへ
んだつたんですよ。でもやっぱり、実際に
足を運ぶ意味はありました。戦争と隔離の

二重の苦しみの痕跡が見えました。

「わびあいの里」でそんな茶のみ話をしていたところ、謝花さんから、阿波根も若い頃に沖縄愛楽園へ手伝いに行っていたという話を、思いがけずお聞きすることができた。

「わびあいの里」に沖縄愛楽園の方々が団体で見学に来たとき、阿波根は歓迎して、みんなにお茶をふるまったそうだ。すでに回復者であるとはいえ、社会の偏見は根づよく残っていたから、訪問先でお茶を出されるなんて初めてだ、と入所者の方々はとてもよろこんだという。

——私は若い頃に愛楽園で手伝いをして



上：画集『原爆の図』を見る阿波根と丸木夫妻
下：公益質屋跡を案内する阿波根と丸木夫妻
(蹟谷悦雄写真集『沖縄県伊江村川平九七番地』より)

いた。ハンセン病が本当に感染力の強い病気なら、私は病気になっていたはずだ。いまこうして元気にしているということは、ハンセン病の隔離がいわれのない偏見だという証である。

そう阿波根が語ったと、謝花さんは繰り返し話してくださった。

沖縄や原爆、炭鉱、ハンセン病……一見別々のテーマであるにもかかわらず、縦横の糸を織りなすように、意外なつながりが生まれてくるということを、たびたび経験する。それは「原爆の図」の磁力の強さのおかげだろうか。それとも、誰かが残さなければ失われてしまうかもしれない記録を

残す仕事をたどっていけば、必然的につながるのだろうか。

この世界は、いつ壊れてしまってもおかしくないと思うほど、あやうい道を進み続ける。実際に亀裂が生じて、悲しみや痛みがこぼれ落ちていくこともしばしばだ。そのたびに傷の手当てをするように、痛みの歴史を伝え残す人たちがあらわれる。丸木夫妻の絵画も、阿波根の写真も、そうした重要な記録のひとつである。

「記録を残しておきなさい」

絵本作家のかこさとしさんの生前に、子どもたちに紙芝居や絵を教える活動をしていた若い頃、丸木俊からそう助言されて影響を受けた、というお手紙をいただいたことがある。写真展のおかげで、久しぶりにそんな言葉を思い出す。それで姿勢を正し、阿波根の写真と伊江島をめぐる、ささやかな記憶を記録している。

(おかむら・ゆきのり／原爆の図丸木美術館学芸員・専務理事)

世界水準から見るアイヌ新法

——多文化共生を阻む日本社会の問題点

太田 昌国

近代国家の成り立ちを、もともとその地に住んでいた先住民族との関係性において捉えて、国家そのものを対象化する——この思想的な態度が、日本で、そして世界ではつきりと目に見えてきたのは20世紀末からと言える。世界の先住民族はほとんどの場合、時期こそさまざまであれ、外部民族の突然の「襲来・征服・奴隷化・植民地化」の体験を強いられてきたから、彼ら・彼女らにしてみれば、その歴史的な経験の初原において、外部からあてがわれた国家社会と、そこに組み込まれた自らの関係性を考えなければならぬ位置に置かれたであろう。だから、20世紀末になってようやくその問題性に気づいたのは、現存する国家社会の多数派、すなわち、日本で言えば、私もそのひとりである和人／ヤマトに属する側の人間たちである。同時に大急ぎで付け加えなければならない。とは言っても、それから数十年が経ったいまなお、そう考える者は依然として少数派である、と。

原点はどこにあったか。1992年であ

る。この年は、1492年のコロンブスの「大航海と地理上の発見」から数えて500年目の年に当たった。切りのよい数字に合わせて、人びとは来し方を振り返ったのだ。私とて例外ではない。1992年10月、私は考えを同じくする同志たちと語らって、東京で「500年後のコロンブス裁判」を開廷した。この歴史的出来事をきっかけにして、欧州による異世界の植民地化が開始されたことに注目した私たちは、それを通して植民地帝国として世界に君臨した欧米列強と、遅れてアジア規模でそれを実践した日本の近現代史の過程を批判的に捉える視点を得ようとしたのだ。振り返ってみれば、その試みは、世界各地で同時多発的に行なわれた。コロンブスがなしたことを「偉業」と解釈する、それまでのヨーロッパ中心主義の歴史観が、その発祥の地・欧米でも、加えて「発見された」地でも、つまりは世界的規模で再審に付されたのである。とりわけ欧州植民地主義の最初の「実験場」とされたラテンアメリカ地域では、

この期間を「インディオ・黒人・民衆の抵抗の500年」と捉える活動（集会・シンポジウム・デモ行進など）が大陸全体で積み重ねられた。

これらの動きを作り出したのは、先住民族組織、草の根の人権団体、歴史研究者など、民間の人びとの絶えざる活動であった。それは国連を動かし、国連は1993年から2002年までを「国際先住民年」と定めた。2001年には、究極の人種差別体制であるアパルトヘイトを廃絶してまでもない南アフリカ共和国のダーバンで、国連主催の「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容に反対する世界会議」が開かれた。植民地主義・奴隷制・人種差別など人間が人為的に作り上げた制度における加害側と被害側とが史上初めて一堂に会し、相互討議を行なった。ここでは特に、2024年現在のパレスチナ状況に照らして、パレスチナ地域におけるイスラエルの占領・入植政策は現代における人種差別主義であるとの議論がなされた時に、イスラエルと米国の政府代表が会議をボイコットしたことに触れておきたい。2007年、国連総会は「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、先住民族権利宣言）を採択した。民間の動きが国際的な包囲網を形成し、時の国家（政府）を突き動かし

始めたのである。言葉を換えれば、長いあいだ人類史を支配してきた男性原理に基づいて成立してきた国民国家といえども、労働者、女性、子ども、老人、障がい者、少数民族など、これまで（周縁部）に追いやられ、制度化した差別構造の中に置いてきた社会層が権利を獲得する道を保障するよう、国際的な圧力の下に置かれたということである。

先住民族権利宣言は言う。「先住民族は、植民地化とその土地、領域及び資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しめ、したがって自身の必要性と利益に従った発展に対する権利を行使することを妨げられてきたことを懸念し」、「先住民族の政治的、経済的および社会的構造と、その文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来する生得の権利、特に土地、領域および資源に対するその権利を尊重し促進させる緊急の必要性を認識」する。そのうえで、先住民族が「自決の権利を有する」こと、「自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する」と、
「先住民族の土地または領域で軍事活動は行なわれない」ことなどを謳うのである。承認国に対しても拘束力を持たない宣言ではあるが、先住民族の権利を認めるために、それが帰属する国家社会の権原を部

分的に制限する条項も含む内容であることに注目したい。

さて、先住民族の権利復権の動きは、世界水準ではここまで来ている。ここに、足下の日本社会の問題を挟み込んでみる。明治維新を契機に近代国家への道を歩み始めた日本は、維新の翌年の1869年に、北方の蝦夷地を、先住民族「アイヌ」との交渉・合意・条約もなしに、一方的に併合・植民地化し、北海道と名づけた。その30年後の1899年には「北海道旧土人保護法」を公布した。植民地化とともにアイヌ民族から奪い取った土地のほんのわずかな部分を「北海道旧土人」と呼ぶアイヌ民族に「下付」するものだった。それからおよそ100年が経った1997年、旧土人保護法を廃止し、代わって「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立した。当時、アイヌ民族自身による権利獲得運動は盛り上がりを見せており、私たち和人も彼ら／彼女らと協働し、新しい法案に植民地支配を清算する方向性が取り入れられるよう努力したが、まったくの力不足だった。逆に、新法は旧土人保護法の廃止に伴う経過措置として「旧土人」の「共有財産」の返還を行なうと明記したが、それは日本国家が植民地化の当初に「無主地」と勝手に認定して奪

い取ったアイヌモシリ全土を指すのではなく、「蒙昧にして管理能力なき、土人族の財産の浪費散逸を防」ぐために「国家の一方的意志を以て当該財産の管理及処分行為を専行するは蓋し止むを得ない」（旧法の表現）のであり、それに則って道庁が官報に公告したところによれば、アイヌの公有財産は総額148万円（！）と認定されており、1998年9月限りの自己申告をまつて、これを措置するとしたのであった。旧法の廃止と新法の制定が、冒頭で触れた「コロンブス500年」や国連が定めた「国際先住民年」の10年間に重なる時期になされたことを思い起こせば、国民国家と先住民族の関係に関する問題意識が、日本の政府・官僚・国会においていかに希薄であるかが歴然とする。それは、日本社会総体の意識水準を反映するものでもあっただろう。

さて、1997年に制定された新法は、2019年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に取って代わられた。近年は、いわゆる先進諸国でオリンピックが開催される時には、その国の先住民族が開会式などに登場して楽器演奏や舞踏を披露し、もって当該国の文化の多様性、異民族同士の平和的共存状況を「誇示」するかのよう演出が目立つ。日本政府もまた、上

に見た国際環境にも押されて、2000年に予定されていた東京オリンピックへ向けた環境整備を試みたのであろう。新法制定は、白老におけるウポポイ（民族共生象徴空間）の創設や、それをテコにして政府が主導した観光客100万人誘致運動などと共に、その一環であつた。

新法は、確かに、アイヌ民族が「先住民族」であることは明記した。だが、国連の先住民族権利宣言が、先住民族に当然認められるべきとしている土地並びにそこから生まれる食物を含めた資源などへの権利は、新法では何も認められてはいない。先住民族としての集団的権利、とりわけ自己決定権を認めなければ、国連宣言の真髄は骨抜きにされていると言わなければならぬ。だが、人権の確立に関わつての日本の現実を顧みるなら、アイヌ民族に関する法律が現在の時点で理想的なものとして成立する根拠はあり得ないだろう。歴史的に〈周縁化〉されてきた社会層の復権の道は、この国では世界水準に遥かに遅れている現実を噛み締めなければならない。

蝦夷地の併合から10年後の1879年、琉球もまた「琉球処分」によって日本に併合された。その琉球の人びとが国連人権委員会ですべて先住民族としての訴えを始めて四半世紀が経つ。「先住民族の土地で軍事活動

は行われぬ」とする宣言の精神に拠つて、琉球弧における日米両政府合作の軍事基地存続・強化の道を阻もうとする創意工夫は、国民国家と先住民族の関係性を考えるうえで重要な問題を提起しているのである。

この問題領域でなすべきことは、現代社会の構造を問ううえで意外な広がりや深みを持つていることが、もつと知られてよいと思う。

（おた・まさくに／編集者・民族問題研究）

【資料に関する付記】

平田剛志氏による国連先住民族権利宣言日英対訳
→ [UNDRIP_Jpforprint.pdf](#) ([hiratatsuyoshi.com](#))

2019年アイヌ新法全文

→ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=431AC0000000016>

● バッジ・シールのご注文は

事務局にFAX、メール、はがきで必要な品物と数量、お名前、ご住所、電話番号・FAX番号をお知らせください。頒価・送料を記した払込取扱票を品物と共に送りいたします。

「殺すなバッジ」を再製作しました。

注文先 市民の意見30の会・東京

市民意見広告運動

TEL 03-6435-2030

FAX 03-6435-2031

* 「殺すなバッジ」の頒価

・大 250円 ・小 220円

* 「九条実現バッジ」（絵柄はA・B）の頒価

・大 300円（10個以上、1個250円）

・小 250円（10個以上、1個220円）

* 「九条実現シール」

（大・中・小シールの3種で1枚）の頒価

・1枚 300円



4・10韓国総選挙分析と尹錫悦政権の展望

——尹錫悦政権に置かれている四つの道

李泳采

1. 野党民主党の圧勝と与野大政局の展望

2024年4月10日、韓国総選挙が進歩（リベラル）野党の圧勝で終わった。「民主党」は全体300議席のうち175議席（選挙区161、比例14）を占めて単独で過半議席（150席）以上を占めた。また、文在寅政権時期の法務長官曹国（チョ・グク）がつくった「祖国革新党」は比例12席を確保した。野党陣営全体は大統領弾劾に必要な200席には至らなかったが、去る2020年総選挙での180席を凌駕する192席を確保した（少数野党の議席…改革新党3、新しい未来1、進歩党1）。

これに対し与党「国民の力」は108席（選挙区90、比例18）に止まり、執権3年目を迎える尹錫悦政権の「歴史的な惨敗」（『朝鮮日報』）になった。今回の選挙結果は、尹錫悦政権に対する中間評価の性格もあったが、それは国民による「政権審判」であり、実質的な「心理的弾劾」（『ハンギョレ』新聞）

を受けたともいえる。残り3年の執権期間には、尹錫悦政権にとって険しい道になるだろう。

執権2年しか経たない尹錫悦政権はなぜここまで国民から信頼を失ってしまったのか？ 去る大統領選挙で政権を奪われた民主党をはじめ進歩陣営は、なぜ圧倒的な支持を再び取り戻すことができたのだろうか？ 今後与野大の政局で、尹錫悦政権にはどのような選択の道があるだろうか。日韓関係への影響も懸念されている中、4・10韓国総選挙の結果とその展望を分析していく。

2. 総選挙以前の韓国社会を反映する3つのシーン

4月10日総選挙以前の韓国社会の状況を表す3つの場面を取り上げてみよう。

第1に、今年正月（1月2日）に起きた民主党の代表李在明に対するテロ事件である。次の大統領選挙で有力候補である李代表が地域を訪問しているところ、中高年の

男性が接近し首に包丁を刺した。警察は事件を隠蔽・縮小し、いまだに真相を明らかにしていない。しかし、野党の圧勝が予想されているなか、総選挙の前に政敵を暴力で除去しようとするのは、野蛮な行為であり、民主主義の根幹を破壊しようとする政治的テロ事件であると言わざるを得ない。李代表は幸いに命は助かった。

第2に、映画『ソウルの春』（2023年末公開）が観客動員数1212万を超える大興行となった。この映画は1979年10月26日、朴正熙大統領が側近によって狙撃された後、2ヵ月も経っていない12月12日に発生した朴正熙の教え子である全斗煥と盧泰愚を中心とした新軍部（陸士第11期生のハナ会を中心とした勢力）によるクーデター事件を描いている。

映画ではクーデターを阻止しようとする軍人たちと権力を篡奪しようとする反乱軍の対立を通じて「ソウルの春」と呼ばれた韓国社会の民主主義がどのようにに崩壊していくのかを1日の時間構成で見せている。過去の歴史を再現しているが、現尹錫悦大統領（元検察総長）を中心とした検察組織が権力をどのようにに掌握し、韓国社会の民主主義を崩壊させているかを連想させる映画であるとも捉えられている。中年男性の軍人ばかり出てくるマッチョな映画であるに

もかわらず、20〜30代の若者たちが大挙、劇場を訪れた。4・10総選挙で「独裁政権審判」の世論をすでに作ったともいえる（8月日本公開予定）。

第3に、映画『パラサイト』（2019年）とドラマ『マイ・ディア・ミスター』（2018年）で有名な男俳優イ・ソンギョン氏の麻薬容疑と自殺事件である。警察は昨年10月19日、国民俳優イ・ソンギョン氏が麻薬を使用したと警察に呼び出した。しかし、当局の麻薬反応検査では陰性であった。約2カ月にわたるイ・ソンギョン氏に対するメディアの過剰報道は彼のプライバシーまで報じられ、結局イ氏は自ら命を絶った（同年12月23日）。

しかし、この事件は、梨泰院雑踏惨事（22年10月29日、ソウル梨泰院ハロウィーン祭りに集まった群衆のうち159名が将棋倒しになり死亡した事件）から1年を迎えるにあたり世論の反発を抑えるために、有名芸能人の麻薬事件を発表したという説が言われている。結局麻薬は検出されないまま、世論と警察の魔女狩りの中で有能な俳優が犠牲になった。同僚の芸能人たちは葬儀式の後に記者会見を開いて、「（公権力が怖くて）悲しみも涙も流せず、声も出せない」とし、政府当局の言論弾圧と芸能人の政治的利用を止めることを訴えた。

政権維持のための政敵除去、表現の自由の抑圧と言論掌握、検察カルテルによる政権機関の掌握など、尹錫悦政権2年間の日常的な風景であった。尹錫悦大統領は就任辞で「自由」という用語を35回も使用した。ところが、尹政権の2年間は、和合と寛容、統合による市民的自由とは縁遠く、分裂と抑圧、統制による財閥と検察、既得権だけの「選択的自由」を実施する、文字通りの「検察独裁共和国」の姿そのものであった。

3. 20代女性がリードした民主党の圧勝

4・10の第22代総裁選挙投票率は67%を記録し、32年ぶりに最高値を達成した（2020年総選挙最終投票率66・2%）。三大放送局（KBS・MBC・SBS）による出口調査の結果を見ると、世代別には、60代以上の有権者は地域区と比例政党の両方で与党（国民の力）を支持した。40〜50世代は地域区投票で民主党、比例政党投票で祖国革新党を支持した。30代以下は地域区と比例政党投票ともに民主党を好んだ。

20代の投票（比例）をもっと分析すると、20代女性は民主党（51・0%）、祖国革新党（18・5%）、国民の力（16・7%）の順で、20代男性は国民の力（31・5%）、民主党（26・6%）、祖国革新党（17・9%）の順で政党を支持している。20代男性の全体投

票はリベラル（進歩）勢力への支持がやや多いものの、20代男女間の政治傾向が進歩と保守に分かれてジェンダー対立している傾向は依然残っている。興味深いのは、20代女性の民主党支持率が全年齢のなかで圧倒的に優位になっていることである。日本の立憲民主党を20代女性の51%が支持し、その党員の3割が20代女性によって構成されているという説明なら想像ができるだろうか。

20代女性層が野党民主党支持が多いのが、2年前の大統領選挙で最後に民主党李在明候補支持に回ったことの影響がある。紙幅上詳細な分析は別の機会にするが、韓国若者のラディカルフェミニズム運動が路上の政治の限界を感じて、制度圏への政治に舵を切って、李在明を選択したことの影響である。

4. 総選挙の結果を左右した保守与党陣営における決定的な4つのシーン

4・10総選挙で保守与党が大惨敗したのは、何より、尹錫悦大統領に一義的責任がある。大統領夫妻の各種腐敗を捜査する特別検事任命法案に対する大統領の一貫した拒否権行使、検察及び警察の公権力を利用し野党及び社会団体への弾圧、徹底した言論統制、民生経済政策の失敗、対米及び対

日従属外交、韓米日軍事訓練の強化による戦争危機の高まりなど、尹錫悦政権2年間の無能力、無道徳、無責任に対する国民の積もり積もった不満が投票を通じて噴出したことは言うまでもない。

しかし、それとは別に、選挙期間中の以下の4つの出来事は保守与党の選挙惨敗の直接的な原因となった。

第1に、次期権力のファースト順位であり、尹大統領の右手とも言われていた韓東勲前法務長官起用の失敗である。厳しい選挙戦になると予想した保守陣営は、与党の緊急対策委員長兼選挙管理委員長として韓東勲氏を早期登板させた。しかし、政治経験が全くなく素人に等しい彼は、選挙期間中に保守陣営全体を取りまとめることにはそもそも限界があった。

第2に、イ・ジョンソプ前国防長官の海外逃避事件である。昨年、7月洪水の際に水中捜索作戦に投入されていた海兵隊チェ・スグン兵士の溺死事件が発生した。その事件の真相究明のための有力な被疑者であったイ前国防長官をオーストラリア大使に任命し、海外に逃避させようとした事件は、外交問題にも飛び火となり、選挙前の世論を急激に悪化させた。

第3に、大統領府秘書官による言論弾圧発言である。大統領秘書官が、政権批判報

道で尹政権との葛藤が続いているMBC放送局の記者に対して、「刺身包丁テロ」（軍事政権時代の88年、政府批判記事を書いた記者に対して軍の情報機関がテロを行なった事件）を言及し、選挙期間中、当局による言論弾圧を意味する発言があった。該当する秘書官は即時解任となったが、尹政権の言論観を示すできことでメディア団体から批判を浴びた。

第4に、長ネギ（デッパ）波紋だ。尹錫悦大統領は選挙期間中の3月18日、農協ハナロマート・良材店を訪問し、長ネギを取り上げて「大幅な単価が875ウォンなら合理的」という発言をして波紋を広げた。当店での値段は、大統領訪問に合わせて特別値引きして調整された価格であり、実際の一般的な値段は、2倍以上のものであった。このシーンは、政権2年が過ぎても民生に対する大統領の無知と無能力に対する国民の絶望と怒りを巻き起こした決定的な場面となった。選挙期間中、「長ネギ（デッパ）で政権を大破（デッパ）しよう」スローガンがオン・オフラインでは大流行となり、経済政策に失敗した尹政権のイメージを作り出して広がった。

5. 総選挙の結果を左右した進歩野党陣営における決定的な四つのシーン

一方、4・10総選挙で進歩野党陣営が圧勝をした背景は何だろうか？ 第1に、野党民主党代表の李在明に対する拘束令状の棄却（23年9月26日）とテロ失敗（24年1月2日）の結果である。検察は大統領選挙以降から李在明代表の自宅などに367回の家宅搜索をして、李代表をめぐる疑惑事件に対して拘束起訴しようとした。しかし、裁判所では拘束令状を棄却したのである。これは検察の過剰及び不当捜査による政治的弾圧の側面を国民に証明する場面となった。また、李氏が政治テロでも命が救われて、党代表に戻ったのは、試練の政治家から復活の政治家としてその存在感をアピールするきっかけとなったのである。

第2に民主党内の「推薦（公薦）改革」を導いた。民主党は党員の役割を拡大し、公正な競争を通じて党候補のための予備選挙で、民主党国会議員の45%を新しい人物に入れ替えることに成功した。最初は「推薦虐殺」という世論の批判もあったが、新政治家たちの登場は、国民にも支持され、多くの人々が本番の選挙で当選を成し遂げた。

第3に、多数党の民主党は選挙制度を決

めることにおいて比例連動制（小選挙区制と各政党の別得票率による比例席の割当制）を選択し、少数野党が比例の得票率で議席が獲得できる土俵をつくることに配慮した。民主党は、市民団体及び進歩政党との選挙連帯を通じて、小選挙区では民主党を支持するが、比例議席では民主党の議席に制限を置く代わりに、市民社会及び進歩政党の人々を当選順位に配置し、選挙運動の分裂を避けていた。

第4に、「祖国革新党」の登場だ。民主党が選択した比例連動制の実施により最も大きな恩恵を受けたのは新党「祖国革新党」であった。文在寅政権時期の法務長官であった曹国（元ソウル大学教授）氏は、文政権の第1の政権課題であった「検察改革」の先鋒に立って検察と対立していた。改革に抵抗していた検察は、曹国の全家族を対象に腐敗問題を捜査し、結局曹国を法務大臣さえも裁判に起訴することで、法務大臣から辞職させるのに成功していたのである。

しかし、尹錫悦政権登場以降、大統領夫婦に対する捜査は何一つ進展することがなく、検察のダブルスタンダードと保守権力に従事していく姿には、国民に検察改革の必要性を改めて見せている。また、曹国と彼の家族に対する検察の捜査への国民の認識

も変わっていった。それは曹国に対する同情と申し訳ない気持ち、そして検察改革に対する新たな要求と支持へ変わったのが、「祖国革新党」についての熱狂的な支援に現れたのである。「祖国革新党」は野党及び進歩陣営の分裂ではなく、民主党の路線に満足できない中道層と革新層を同時に吸収しながら野党による選挙大圧勝の牽引車の役割を果たしたのである（祖国革新党、比例12席確保）。

6. 総選挙結果以降の尹錫悦政権の運命

尹錫悦大統領が、総選挙の民心を謙虚に受け入れて、国民の世論を無視した一方的な政治スタイルを変え、野党と協議をしなからすべての分野の政策を転換するならば、残り3年の任期は保証されるだろう。

しかし、大衆政治の経験がなく、検察総長出身として限られた人脈で人事を行なう、権威主義的で閉鎖的な尹大統領の政治スタイルが変わる可能性は、非常に低いとみられる。選挙惨敗と下落した大統領支持率も明らかになっている状況で、中道保守層の新しい人事が現政権に入り、政権を改革する可能性も非常に低い。

一方、192席という圧倒的な議席を獲得した野党陣営としても、大統領弾劾が可能な200席に8席が足りない状況では、

弾劾を前面に押し付けるのは容易ではないとみられる。結局、大統領夫婦の腐敗問題を捜査する特別検査任命法案を提出し続ける野党と、これに対して拒否権を行使し、夫妻の腐敗問題を守り続けていく大統領、という両陣営が保守と進歩を代弁し、葛藤と対立を繰り返す姿は、新しい国会のなかでも日常的な風景になっていく可能性が非常に高い（すでにそうした状況が展開している）。

だが、総選挙以前と以降はその様相が少し異なる可能性がある。すでに選挙を通じて国民の中から「心理的弾劾」状態になっている尹大統領の保守政権と、国会の対立が続いた場合、政権側の正当性を要求し続けることはもうできないだろう。結局尹錫悦大統領に置かれた道は4つしかない。①自ら大統領を辞任する。②任期を短縮する改憲を受け入れて、早期大統領選挙を行なう。③野党による大統領弾劾政局に入る。④北朝鮮を刺激して軍事衝突局面を作り出して政権への反対勢力を抑える。

①と②の可能性は非常に低い。それを拒否すると、むしろ③と④の可能性が高くなっていく状況であるといえる。

7. 日韓関係への影響

日韓関係改善のための懸案であった強制徴用工への賠償問題は、尹錫悦政権による

「韓国政府の第三者弁済案」を通じて一時的な政治妥協状態にある。日本はこの方式に65%が賛成している（読売新聞、21年3月13日）反面、韓国ではこの方式に反対している世論が60%に至る。今回の韓国の総選挙は、尹錫悦政権の対日従属外交と日米韓軍事協力の強化政策に対しても国民の審判が行われていたといえる。それは歴史認識も認めない、被害者たちに対して何一つ救済策もとらない岸田政権の対韓国アプローチにも、韓国の民の「審判」が下されているともいえる。

30年間の軍事政権時代、日本社会では、韓国の独裁政権を支えてきた日本政府と、韓国の民主化運動を支援してきた市民社会の2つの姿が存在してきた。今、日本社会は韓国の国民から「弾劾」されていく尹錫悦との日本はどう向き合っていくべきだろうか。それは日本社会の歴史認識と民主主義の在り方によって変わってくるだろう。

（イ・ヨンチュエ／恵泉女学園大学、新時代アジアピースアカデミー「NPA」）

新しい出会い・学び・ネットワークの空間

新時代アジアピースアカデミー（NPA）第13期が好評開催中！

全14コース87講座！

期間：2024年7月6日（土）～ 2024年9月29日（日）

■単発参加、途中参加、録画講座利用（1ヵ月）、過去講座のアーカイブ（APFLEX）加入、サポート会員（年2000円）によるすべてのフォーカス企画に無料参加可能！

【コース01】日本と東アジア - 朝鮮戦争とジェンダー、そして米軍基地（月・夜）

【コース02】田浪亜央江と学ぶパレスチナ - パレスチナを記憶する（木・夜）

【コース03】知らなかった！OKINAWA with ひでぼん - 先住民族の国際NGO活動史（月・夜）

【コース04】桜井均とドキュメンタリーを読む - トランスナショナルに世界を歩いた（火・夜）

【コース05】オープンテラス with 高橋哲哉・白川真澄・木戸衛一・有光健（水・夜）

【コース06】木戸衛一とドイツ現代史 - ベルリン・ミュンヘンの記念碑・記念館巡り（金・夜）

【コース07】内海愛子と「戦争責任」「戦後責任」 - 戦争と捕虜（水・夜）

【コース08-1】時事ニュースで読む韓国社会と韓国語 - 移民・年金・報道・日韓（火・夜）

【コース08-2】フンチョル先生の韓国語【初級】 - ちょっと入門コース（水・午前）

【コース09】環境運動のパブリックヒストリー - 松代大本営・西表島・アジア学院等（火・夜）

【コース10】CENA「今アジアを読む」 - 韓国・沖縄・台湾・インドネシア・ミャンマー（日・夜）

【コース11】鳥井一平の戦後労働運動 with 韓流スペシャル！（金・夜）

【コース12】在日コリアンと「私」 - 文涼洙・鄭甲寿の戦後在日史（土・午後）

【コース13】矢野秀喜の強制連行の現場から - 在韓被爆者訴訟を振り返る（木・夜）

【コース14】NPA ジュニア平和を創造しよう！ - Reunion 日韓メンバー集まれ！（土・午後）

★日本・アジアを学びつなげる！新時代のオンライン市民講座★

『新時代アジアピースアカデミー（NPA）』

HP <https://npa-asia.net/>

問い合わせ info@npa-asia.net

のら パレスチナに心を寄せて 運動場 停戦を訴え、ひとりで街宣 運現

木村 隆文

イスラエルによって既に4万5千人以上（瓦礫の下の死者も含む）が虐殺されたガザ地区。調査が困難な地域やその他の死因を含めると、死者は控えめに見積もって18万6千人以上の試算が医学査読誌の「ランセット」に掲載されました。

そして、現在も爆撃は続き、食料・水・日用品・医療品・燃料などの供給がイスラエルによって阻まれています。

イスラエル建国以来76年間にわたる国際法違反の占領と入植、殺戮、数千人に及ぶ「行政拘禁」による逮捕、国際法違反の分離壁、圧倒的非対称な関係、国際法で認められた「抵抗権」、などを黙殺するマスコミ。私は、昨年のイスラエルのガザ侵攻直後から、パレスチナの国旗を背中にマントのようにまとい、「ジェノサイドをやめろ」などと書かれたプラカードを掲げて街頭などで独り歩きデモを始めました。

アメリカやイギリス、ドイツなどの欧米諸国の支持・支援を背景とした圧倒的な財源と軍事力を持つイスラエル。その国際法

違反の占領とジェノサイドを止めるためには、市民ひとりひとりが立ちあがり、世論の力によって国家や企業の方針転換を図ることが必要だと考えたからです。

バスや電車に乗るとき、買い物をするとき、カフェやレストランに行くとき、友人や親戚などに会うときなど、時と場所を選ばず自宅を一步出れば、このスタイルでアピール。

多くの人は見て見ぬふりをして通り過ぎていきますが、時折、興味を持って話しかけてくる方がいらっしやいます。

その際は、ユダヤ人のホロコーストからパレスチナ問題の歴史に至るまで、ひとりひとりに丁寧なわかりやすくご説明し、正しい情報をお伝えし、理解していただくようにしています。

もちろん私一人のパフォーマンスでジェノサイドをとめられるとは思っていません。しかし、この活動をX（旧ツイッター）で日本語と英語で発信することで、世界中の人たちに勇気と希望を与え、人々の行動



のきっかけとなると考えています。

実際、世界中から「ありがとう」「頑張つて！」「あなたはヒーローだ」などとコメントをいただきますし、日本国内だけでなくパレスチナの人たちとのつながりも生まれています。

パレスチナの希望の象徴

パレスチナの鍵シルバーペンダントで製作

なにか出来ることは他にはないかと考えた末、思いついたのが「パレスチナの鍵」を作ることでした。



パレスチナの鍵は、イスラエル建国で故郷を追われたパレスチナの人々にとって「故郷への帰還」という希望をあらわす大切な象徴。

この鍵を手にしてもらうことで、パレスチナに寄り添い続けてもらえるのではないかと、パレスチナについて話をするきっかけになるのではないかと考えました。

パレスチナの方との共同作業で銀製品の鍵のペンダントを作りました。鍵には手書きのアラビア語「فلسطين」を印字。読み方は「アイドゥーン」。「いつかパレスチナの故郷に帰ろう」という意味です。

パレスチナの人々の希望と勇気と正義の実現の象徴のペンダント。ひとりでも多くの人にこのペンダントを手にしてもらえたいと思います。

経費を除いた利益は、国際パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）などパレスチナのために寄付予定です。

（きむら・たかふみ）

▼「パレスチナの鍵」ペンダント

スターリングシルバー925の銀製品。

縦約32ミリ、横上部12.8ミリ、重さ3.4グラム

1個7,800円（送料込み）。

チェーン別売1,000円。

フリーマーケットアプリ・メルカリで購入できます。

<https://jp.mercari.com/user/profile/105691719>（パレスチナマン）。

連絡はX（旧ツイッター）のダイレクトメールへ

<https://x.com/fumifumtakafumi>



女帝否認は「違憲」という論(主張)のどこが問題なのか？

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——今回は、まちがいはなく、天野さんはこの記事を取り上げるだろうと思いましたが、私、読んできました。「国民の7割が『女性天皇容認』それなのに……愛子さまは天皇になれない」(『週刊現代』6

／29・7／6号)

この記事、憲法を改めなければ女性天皇は実現しないと思っている人が多いが、憲法自体は天皇の性別については規定してなくて、男系主義は「皇室典範」のみの規定だから、憲法には手をふれず、「典範」のみ変えればよいという事実の方をクローズアップして、論を進めていますね。

天野 エエ、もちろん、それはそうなんです、憲法第二条はこうですから。

「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」。

《世襲》という大原則だけが憲法に規定されているだけで、「皇室典範」の第一条が「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」となっており、憲法二条と典範一条がセットで女性(女系)天皇は明示的に拒否されているわけなのですから。

——女性(女系)天皇論議は、ずいぶん長い間、続

いてきているので、天野さんなんかにとっては自明とされている論議が多いんでしょうが、できるだけ丁寧に説明していただきたいので、細かく質問していきますね。

前回紹介していただいた、憲法学者・奥平康弘さんの加納実紀代さん批判のところで、天野さん、奥平さんの出している論点、加納さんの「違憲論」への批判という問題に、最後にちよつとふれたじゃない。あの「違憲論」への批判というのは具体的にどうということなの。キチンと整理して展開してください。それは、この問題と関係あるんでしょう。

天野 エエ、もちろん。「違憲論」というのは、憲法の原則に典範の規定が違反しているという主張のことをいっているわけですから。シンプルにいうと、「典範」の規定を、憲法の原理に添う方向へ変えればよいという主張ですね。だから「典範」を女性(女系)天皇容認の方へ書き換えればよいという論議に傾いていくわけですね。

——それに、天野さんも、奥平さん同様、賛成しないという立場なわけですね。

天野 そうです。

——何故？ もっと具体的に。

天野 実は、加納さんも、1992年の私との「週刊金曜日」での対談でも明言しているんだけど、シンプルな違憲論じゃなかったんですね。そこでも憲法二条が《世襲原則》を打ち出してしまっているという大問題を見逃できないとも語っているんです。でも、とりあえず違憲論で攻めていって、天皇制をなくしていく段階を一つ上る、という主張なんです。そんなことは原理的に無理だし、加納さんは自己矛盾を起していないか、というのが私の批判だったんですよ。奥平さんのような、とんでもない差別(世襲)原理を前提に、女性差別の解消のステップなどとは、原理的におかしい、というストレートな批判はしなかったわけですがね。彼女は論理的にひどく混乱してブレていると思ったので。

——天野さんとしては、彼女が変わってくれることを期待したわけね。

天野 変わるといふより、彼女の元々の立場(天皇制＝世襲制「憲法第二条」原理の拒否)の方へ、立ちかえってくれると思ったんです。——加納さんとの問題を離れて、この「違憲論」批判という問題を、より具体的に論理的に整理してください。

天野 エーと、憲法学者で、この「違憲論」の立場をスッキリと打ち出し続けているのは、横田耕一さんですね。

天野 エエ、あの横田さんです。代表的な論文を一つ紹介します。1990年に、横田と江橋崇編で日本評論社から出版された『象徴天皇制の構造——憲法学者による解説』に収められている「『皇室典範』私注」という論文です。メインの主張を引くね。

「これまでの歴史において、伝説上の天皇を含めて裕仁天皇まで124代の天皇のうち、女帝はわずか10代8人（重祚が2人）しか存在しない。しかも、それは皇太子が幼弱である等、例外的場合であった。したがって、旧憲法はあっさりと女帝を伝統に非ずとして否定したのである。伝統的天皇像をそのまま肯定する限り、女帝を否定する選択は特別奇異なも



のではない。／＼しかし、現在の天皇制度が仮に旧来の天皇制度との連続性の上に成り立っているとしても、旧来のそれをそのまま肯定したものではない。何よりも、現在の天皇制度は憲法の制約を受けるのである。そうであるなら、憲法の下位法である典範が、女帝を否定したことは、男女の性別による差別を禁じた憲法十四条の平等原則に違反するのではないか（先述のごとく、世襲であることを理由に平等原則の例外を大幅に容認する説は、ここではとらない）。まず、『皇位継承資格者は国民の一部にすぎず、その一部における不平等は必ずしも平等原則違反ではない』として女帝否認を肯定する説は、平等原則の理解を誤っている。国民の一部が問題になる場合でも、その相互間に差別がある場合には、それは平等原則に違反することは明らかだからである（国民の一部たる国家公務員における男女差別を考えよ）。したがって女帝否定が平等原則に違反しないというためには、それが『合理的な差別』であることが示されなければならない。その場合、それが伝統であるというのは決定的理由にはならない。伝統であれば許されるとするならば、ほとんどの差別が容認されることになるからである。そこで、女帝を否定するために挙げる。

られてきたこれ以外のこれまでの理由を見ると、①男系主義を前提として女帝を認めると、一代限りとなり皇位が不安定となる、②女帝の配偶者の選考や取り扱いをめぐって複雑な問題が生じる、③女子の公事担当能力は男子に劣る、④これ以上資格者を増やして国庫負担を増大させることはない、⑤君民の別が混淆する、などである。①については女系主義をも肯定すれば問題はないし、また、平等原則から女帝を認める立場からは当然に女系主義を容認することになる。②については、何故に女帝の配偶者の場合にだけそうしたことが問題になるかを説明できないだろう。男女役割分担意識を否定する時、女帝の配偶者と男帝の配偶者との間に特に異なる立場を認めることは許されまい。③については、偏見ないし固観念の結果と評するしかない見解であり、いまや問題外である。④についても、国庫負担の増大は望ましいことではないが、男女差別を容認して負担の軽減を図ることは許されない。⑤封建思想以外のなにものでもない。こうしてみると、女帝否定には合理的理由はなく、それを『合理的な差別』とみなすことは極めて困難である。したがって、筆者は女帝の否定は、端的に違憲であると考えざるをえない」。

——ハイ、そこまでですね。そうすると、横田さんのいう「世襲の規定」があるのだから「平等原則の例外を大幅に容認するという説」が奥平さんの説とどういうわけじゃあないのよね。

天野 もちろん。憲法の象徴天皇規定（一条）はまるごと「人権の飛び地」として憲法自体が規定しているのだから、と、天皇の地位・政治的機能や宗教的動きの拡大を容認する学説、「飛び地」論などと同じ主張ではないわけです。

ただ、憲法自体が「世襲原理」を前提にしてしまっていることの重大性を無視するわけにはいかないわけですよ。一章は、天皇らを、「人間」（人権の保持者）として扱っていない。

奥平さんの具体的批判（主張）を『萬世一系の研究——「皇室典範」なるものへの視座』（岩波書店・2005年）から、わかり

やすい部分を引くね。

「要するに私が言いたいののは、皇位継承法は統治関係法であって、市民間あるいは市民と国家の間柄に関わる市民法とは峻別された世界にあるという性格上、無視も軽視もできないということである。この法領域は、天皇制という制度の、その内部的取り極め事項を扱うところであるから、天皇制という制度の目的（それが何であるかがはっきりしないがゆえに問題がややっこしくなる一方なのであるが）の達成が眼目である。市民的自由の確保などという権利保障体系とのすり合わせをすることのごときは、眼中に置かなくていいことが許された、その意味で特異・異質の法の世界で構成された制度なのである」。

「ありていに言って私は、天皇・皇族は、憲法上、そもそも市民とは異なる扱いを受けるよう仕組まれていると見るほかなからうと考える」。

「さらに、事実上の不自由という点で言えば、天皇・皇族は、表現の自由・学問の自由・職業選択の自由・交際の自由、その他のいろんな生活局面で、市民にあるまじき質量の不自由を強いられている。総括して私生活という表現を使えば、天

皇・皇族には、私生活の自由、いわゆるプライバシーの権利が、実際の上でかなり奪われていると言える。／これら法律上あるいは事実上の不自由は、はたして憲法に違反しないのか。／さきに見たように『女帝』否認は違憲であると主張する論者は、『女帝』問題に限っては熱心に違憲論を述べ立てるが、私から見れば不思議なことに、その他の差別・不自由については、かなり大雑把な仕方では憲法上の吟味を済ませてしまい、（憲法に適合する）という結論になっている。支配的憲法学説も、これらの差別・不自由は、『象徴』を保持し、あるいは『世襲制』を維持する上で「必要最小限」の制約だから、憲法違反ではないという立場をとる。／けれどもこの、あれこれの差別・不自由が制度目的上『必要最小限』なものだという厳密な検討が行なわれているかという、私の見るところそうではない」。

——横田さんたちへの具体的な批判は、最後のくだりですね。

天野 ウン、私の言葉に置きなすと、憲法自体の天皇条項の想定が、憲法の人権規定とまったく矛盾してしまっている。いや敵対矛盾の関係になっていく事実には、奥平さんの方は正直に向き合おうとしていると



思う。

「解釈」でバランスとればなんとかなる
なんて問題では、全くないわけなんだから。

——「女帝」否定は違憲だという「女帝」肯定論への批判は、結局、憲法解釈という土俵ではどうにもならない批判ということに落ち着いていくの？

天野 私たちは、そういうベクトルにいてきたわけだけど、憲法解釈学者として生きてきた奥平さんはそういうわけにはいかなかった。

「市民的自由」の「権利保障」大系である戦後憲法の内側に、この敵対矛盾の突破口を探す努力が、彼によって持続され、実にユニークな主張（憲法学説〈解釈〉）がうみだされる。そこが、この『萬世一系の研究』の実にユニークでチャームिंगな論点なんです。

——その点は、次回以降のお楽しみということにして、最初にふれた『週刊現代』の、「愛子さまは天皇になれない」の記事の方へ戻って、今回はしめてください。

天野 ハイ。この記事も、不人気で追い詰められている岸田首相が、何とか人気を回復するために、「愛子天皇」路線に踏み切れればいいなあ、といった期待感に満ちたトーンがハッキリした記事ですね。まず愛子を即位させ、次は悠仁、そしてその子がその次という流れが作れる方向への「典範」

の「特例法」づくりへと公言していますね。

共産党はもはやスッキリと女性天皇支持を打ち出している（これも人気を意識しているんでしょうが）。

——アッ、「違憲論」批判とも重なると思うけど、共産党の主張についても、次回以降、検証してくださいね。

天野 ハイ。なんか積み残しの問題がやたら大きいですね（笑）。クタクタですが、ガンバります。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）

筆者の最新著書

『大衆映画の戦後社会史』

——あの時代の風景と人びとの気分を観直す

天野恵一 著

梨の木舎、2500円＋税（2024年3月刊）



2024年・夏のイベント 語り継ぐ熊谷空襲 ～新たな戦前にしないために～

日にち	2024年8月25日（日）	内容
時間	14：00～16：00（開場 13：30）	第一部 映像で見る戦前戦後の熊谷 ●シネ・ビデオサークル熊谷
会場	熊谷市緑化センター 2F 熊谷市宮町2丁目37-1 (048-525-7180)	第二部 学生による熊谷空襲研究発表 ●学生・高校生（予定）
参加費	無料	第三部 パネルディスカッション ●コーディネーター 米田主美（当会代表） ●学生・高校生（予定）
主催	熊谷空襲を忘れない市民の会 https://www.peace-kumagaya.org/ 連絡先 東（ひがし）070-5551-7734	

〈よその〉目線の広島¹⁴

近づく8月6日、
猛暑のなかで
ガザを思う

田浪 亜央江

これから高まるであろう葛藤に比べたら、夏の暑さなんか大した問題ではない、と今回の原稿をカッコよく締めたが、いや、この暑さはやはり問題だ。炎天下での話ではない。大きな窓の向こうには遮るものがなく、西日がカンカンに当たる7階の部屋。窓は開かずエアコンもないというサウナ状態のなか、身体を動かす床張りの作業だ。午前中に3人で作業を始めた頃はまだ良かったが、太陽が天頂に達してからは、頭がもうろうとし始めた。1人増えたが、その後2人減り、最後に残ったYさんに声をかけながら、交代で下のコンビニで涼をとり、ついでにアイスクリームやスポーツ飲料を買ってくるくらいしかできない。

夏は暑く、冬はいかにも寒そうなのこの部屋の利点はただ一つ、平和公園に面しているという立地の良さだ。春先に「パレスチナ文化週間」の準備をしていたさなか、落ち着いて活動が続けるには事務所が必要だという考えがむくむくと大きくなり、毎日スタンディングの活動をしている原爆ドーム前から出来るだけ近くに物件を探した。こんなに限定的なエリアで私の手に届く範囲の値段の物件ときては、古くて汚い部屋しかないのは当たり前である。思い切ってローンを組み、古くて汚い、しかし見晴らし抜群のこの部屋を手に入れたのだが、快適に使えるようにするには、もう少し時間がかかりそうだ。

パレスチナに関わる活動と言っても、それがいつまで続くか、大きな期待はしていない。今はたくさんの方が関わっていて活気があるが、停戦になれば減るだろう。一日でも早く停戦になって欲しいし、こんなに忙しい活動とも早く手を切りたい。でも、長いスパンでパレスチナと関わる、少数数の地道な活動は続けたいし、続けるべきだと思う。とはいえ一人きりになってしまったら難しいだろうから、その時は物置かゲストハウスにでもすればいいさ。あれこれ考えている時間はないからさっさと決めてしまったのだが、サッシが古いせいで窓の

開閉が出来ないのは想定外だった。8月下旬に頼んでいる工事が終わる頃には、暑さも盛りを越えているだろう。

7月下旬の現在、1ヵ月後の8月下旬のことなんか、想像も出来ない。どうか停戦になっていて欲しいが、それまでにガザでどれほどの死者が出ているのかと思うと胸が苦しい。エアコンなんてどこにもない、逃げ場のない灼熱のガザ。砂の上に張ったテントの中は昼間には50℃を越えるといひ、汗を流しながらインタビューに応じる人たちの動画は、何度も何度も目に入った。広島的にも、今から8月の下旬のことなんか考えられない。何しろ8月6日が目の前だ。広島市が平和式典にイスラエルを招待することを発表した後、それに反対する署名活動がしばらく盛り上がったが、じつさいに招待状が送られた後は、打つ手なしという感じで抗議の声も静かになっていった。しかし7月8日、イスラエルが出席の意向だという報道が出て、雰囲気は変わった。どう抗議や働きかけをするにせよ、今から広島市が招待を取り消すと期待するのは非現実的な話だが、「イスラエルを呼ぶな」という声を当日まで広げ、発信していくための活動が急速に再活性化し始めている。

イスラエルは招待状を受け取ることで満

足し、セキュリティ上の懸念から（そうは言わないだろうが）、出席は見送るだろうと私自身はふんでいた。あの、要塞のようなイスラエル大使館の外観を思い出せば、その中から生身の人間が出て来てのこの広島くんだりまで移動することは想像しにくかったのだが、そうした予想に単なる願望が混ざっていたのは否定できない。

それに加えて、パレスチナ代表については「例年通り」招待しないとの失礼な言明だ。対照的なのは長崎で、「例年通り」パレスチナ代表を招待するという。私は迂闊にも、今回に限らずこれまでの式典で、パレスチナを呼ぶか呼ばないか、広島と長崎とのあいだで違う扱いになっていることを知らなかったのだが、この点は重要だ。そして長崎は、今年イスラエルについては招待しないという判断をした。結果として、広島の式典にはイスラエル代表が出席し、長崎の式典にはパレスチナ代表が出席することになってしまった。パレスチナの駐日大使が広島への対応について、「平和を訴える広島市が大量虐殺、民族浄化、占領が続くパレスチナを招待しないのは衝撃的。この決定はダブルスタンダードです」とSNSで批判したが、まったくその通りである。とはいえ、では「広島にパレスチナ代表を招待すべし」という主張をする気にもなれ

ない。駐日大使はパレスチナの代表ではない。フアタハの代表だし、そのフアタハはイスラエルの占領政策の片棒を担ぎ、フアタハの政策に反対するパレスチナ人を弾圧して来た。

それを言うなら私自身はもともと、すべての国の為政者、つまりその国の軍隊の最高指揮官を招待する（じっさいには大使やその代理の参加がほとんどだが）、という平和式典のあり方自体が気持ち悪いと思っっている。為政者だからこそ「広島に来て、核兵器を絶対に使ってはならないと認識してもらおう」というロジックのようだが、広島に来て式典に参加するだけで（平和資料館で長めに過ごすというのを加えてもいいが）、そんな魔法のような効果があると、ほんとうに大真面目に信じているのだろうか。……じゃあどんなふうに式典参加者を決めればいいんだと聞かれればむろん即答はできないが、正直なところ、この議論に首を突っ込む余裕はない。広島での平和式典がどうであれ、パレスチナとの状況とは何の関係もないじゃないか。平和式典であれ何であれ、ジェノサイドを続けるイスラエルを「普通の国」のように遇するのはやめるべきだ、ということに尽きる。

一日で終わるのはあきらめかけていたのに、夕方には見事に床の全面が新しいシー

トで覆われた。汚い壁に目をつぶり、床だけ見れば「ピカピカ」である。こんな仕事は一人では絶対に無理だ！ 若いYさんが黙々と作業を続けていたからこそ、私も耐えられた。

身体から次第に汗がひいて行くのを感じながら窓に近づけば、原爆ドーム前を流れる元安川が眼下に広がる。いま日本中のあちこちの街角で、停戦を訴えるバナナを持って立っている人たちがいる。原爆ドーム前で毎日行なっているスタンディングも、やっていることはそれと同じだ。だが、原爆ドームを背負って立つことで、何か特別なことをしているかのように見えてしまうことについては、よくよく気をつけないといけない。もちろん原爆ドームを背にしてガザでの停戦を訴えることに、特別の意味を感じている人もいる。こうした立場の違いをつき詰めて議論するのは、今ではない。異論があるのは分かる。でもガザのためのスタンディングに関わっている人たちの会話が、広島での「平和」のあり方ばかりというのも変ではないか。パレスチナの研究だからそう感じるというわけではないと思う。「今いるこの場所」での活動をすればするほど、なぜか私は別の世界が恋しくなる。

（たなみ・あおえ／中東地域研究）

南海トラフ巨大地震でも

原発は大丈夫

と云う人々 樋口英明

『南海トラフ巨大地震でも原発は大丈夫と云う人々』

樋口英明著

旬報社 2023年7月刊 1,430円(税込み)

著者である元福井地裁裁判長・樋口英明は、在任中に大飯原発の差止訴訟を担当し、次のように判決を下している。「【主文】被告・関西電力は大飯原発三、四号機の原子炉を運転してはならない」(2014年5月)。東日本大震災後では初めての原告勝訴の判決である。そこで樋口が示した脱原発の論理は、後に「樋口理論」と呼ばれる。それは極めて明晰な理路構成からなり、複雑困難訴訟(高度の専門技術を扱う)という従来までの原発裁判のあり方を大きく転回させるものであった。この舞台裏を赤裸々に告白したのが、前著『私が原発を止めた理由』(旬報社、2021年)である。本書もこのモ

チーフを踏襲している。以下にその「樋口理論」を引用しよう。

「①原発の過酷事故のもたらす被害は極めて甚大で、広範囲の人格権侵害をもたらす。②それ故に原発には高度の安全性が要求される。③地震大国日本において原発に高度の安全性が要求されるということは原発に高度の耐震性が要求されるということにはかならない。④しかし、わが国の原発の耐震性は極めて低く、それを正当化できる科学的根拠はない。⑤よって、原発の運転は許されない」。

この「樋口理論」の中でもとりわけ目を引くのが④である。多くの人は、原発には高度の耐震性が備わっていると考えるであろう。ところが、樋口によれば、「原発の耐震性は一般住宅より低い」のである。樋口が担当した大飯原発の耐震設計基準(本地震動)は「700ガル」(ガルは加速度を表す単位であり、地震観測において震度よりも重要な単位とされている)、これは震度に変換すると6弱の範疇の大きさとなる。一方、住宅メーカーの三井ホームの耐震設計基準は「5115ガル」である(震度7に60回耐えた家として喧伝された)。さらに比較のために示しておく、東日本大震災は「2933ガル」である。こうして樋口は日本の原発の問題点をその耐震性に着目しながら明らかに

にしていくなのである。

では、本書が扱う主題の場合はどうなのか? つまり、「南海トラフ地震が伊方原発を直撃しても心配はないのか」。もちろん、心配ないはずがない。伊方原発の耐震設計基準は650ガルでしかない。700ガル以上の地震動をもたらした地震は2000年以後の20年間で30回あったことを踏まえると、電力会社の想定する耐震基準に問題があることは誰にでも明らかだろう。

しかし、原発裁判では、原発の耐震性の高低は主たる争点にならないという。それどころか、原発が強い地震に耐えられないことは、電力会社も認める場所であるというのだ。すなわち、原発の運転差止の裁判では、住民側は強い地震に原発は耐えられないと主張し、電力会社側は強い地震に原発は耐えられると主張し、どちらの主張が正しいかを裁判所が判断しているという構図ではないのである。

では、何が争点になるのか? 電力会社の主張を端的に言えば、「原発敷地に限っては基本地震動を超える地震は来ない」というものである。つまり、電力会社は、地震予知という未だかつて一度たりとも成功したことの無い仮説を論点として提出しているのである。それは、「地震予知ができ

クシヨンマッピングという都庁舎の電飾に2年間で24億円を使いながら、都庁前の公園で食料支援を受ける人が800人、という構図と、「みえないホームレス」(非正規職の雇止め、失業などで寮、アパートを追い出され知人宅、ネットカフェを転々とした後、野宿状態に陥る人びと)のための住居確保、債務整理、などの問題です。つまり物価高で格差と貧困問題が以前より深刻になっていることです。

生活不安、将来不安を抱えた多くの市民がどう動くのかは、今後の政治、政局への影響にとどまらず、日本社会の現在、将来に関わる最大のテーマです。にもかかわらずはつきりとした将来ビジョンを提示する政党は見当たりません。これに、ネット、大手メディアの影響が加わって、ポピュリズム、排外主義潮流が跋扈してくる素地があるのかも知れません。

迫り来る生活不安、将来不安に対してどうすればいいのか。答えは簡単には見つかりませんが、社会に充滿している自己責任、自己防衛論のくびきから抜け出すことができれば、次の社会ビジョンが描けるのではと信じています。

6月末、久しぶりに市民の意見30の会の事務局会議を行いました。当会はこの隔月刊の「市民の意見」発行を軸に活動して

市民の意見30の会・東京 2024年5月～6月 会計報告

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	125,000	印刷費*3	254,754
協力会費	55,000	発送費*4	180,477
敬老会費	212,000	編集経費*5	109,570
グリーン会費	0	旅費交通費*6	172,420
(会費小計)	392,000	家賃	244,446
カンパ	243,950	通信光熱費	50,587
事務所費分担*1	200,000	事務経費	34,013
雑収入*2	22,934	銀行手数料*7	6,215
受取利息	0	諸会費	0
		租税公課	0
収入計	858,884	支出計	1,052,482
		収支差額	▲193,598
前期繰越	11,903,922	当期残高	11,710,324

貸借対照表(2024年6月30日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	95,376	預り金*8	135,000
預貯金	13,473,483	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	11,710,324
合計	14,048,859	合計	14,048,859

(※1)「意見広告運動事務所」経費分担金。(※2)グッズ販売。(※3)会報203号印刷。(※4)会報クロネコゆうメール及び個別発送等。(※5)執筆謝礼図書カード202,203号分、打合せ通信交通費ほか。(※6)事務所通所費(意見広告運動ボランティア通所費含)ほか。(※7)郵便振込通知票発行料含。(※8)意見広告運動賛同金預かり分。

会計報告をお届けします。この2ヶ月間の会費収入はやや減っています。意見広告報告書をお届けしてからの新規入会が期待されます。※会費期限はお届けする封筒宛名シールの住所とお名前の行に記されています【例：(→2024/12)】。会費管理の関係から、会費前納は3年を越えないようお願いいたします。会費前納が重なりますと、カンパ扱いとせざるを得ない場合があります。毎号、振替用紙を同封していますが、これは会費以外の送金などにお使いいただくためのものです。会費切れの方を除き、会費請求のために同封するものではありません。ご理解のほどお願いいたします。

読者のために

★イスラエルは必ず敗北する

神奈川県川崎市 関口 実

いますが、同じ事務所を連絡先として市民意見広告運動にも取り組んでいます。専従スタッフがいない中、名簿管理などの事務作業は結構大変です。わたしのようなパソコン音痴は一部作業から「解放」されていますが、編集部と意見広告運動のメンバーが多々重なっていることもあり、作業の負担、集中をうまく分担できないかと話し合いました。

これからも本誌の発行と市民意見広告運動の継続を目指して頑張りますので、引き続きみなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

吉田和雄 (よしだ・かずお/本会事務局)

戦闘開始後のガザ側死者は3万7551人になった。ガザ保健当局は6月22日、そう発表した(6月23日「東京新聞」朝刊3面)。戦闘員なら殺してもいいとは思わない。だが、イスラエルが殺している人たちの大部分は民間人だと思われる。しかも民間人だと分かっているのにわざと殺している。わざとだ。私にはそう思える。イスラエルは民間人を殺しておいてなぜ一言も謝罪しないのか。イスラエルに「人間としての良心」はないのか。イスラエルは(イスラエルの幹部たちは)必ず謝罪する日が来る。ナチス・ドイツが敗北したように、シオニスト・イスラ

エルが敗北する日が必ずやってくる。イスラエルのやっつけていることを黙ってみていることは人間として許されない。沈黙も無関心も犯罪だ。沈黙したり無関心でいることは、「イスラエルの共犯者」になることだ。「大量虐殺の共犯者」になることだ。私はそう思う。人間には良心と希望があり、このひどい行動をやめさせることが出来る。きつと出来る。私はそう信じる。

★流れをかえましょう

長野県飯田市 今村朝治
なんか日本も世界全体もおかしな方向へむかっているようです。なんとか流れをかえましょう。

★力になっている

東京都杉並区 道津弘二
新聞の「市民意見広告」で自分の名を搜してみつけると、力になっていることを実感。

★人の生命を大切に

東京都杉並区 牧野正博
どう考えても憲法に反する政策が次々と出されています。どの国の人の生命も大切に考えて欲しいです。

★私にできることを頑張る

愛媛県越智郡 森本栄二
いつも「市民の意見」を送って下さいましてありがとうございます。どうかこれからもがんばって下さい。私も、私にできることをがんばります。

★自衛隊員の甥が殺されてたまるか！

富山県南砺市 畑真理子
大切な甥は自衛隊、家は貧しい。甥を殺されてたまるか！ 母である妹が泣いている。

★意見広告の賛同者を増やそう

神奈川県藤沢市 五十嵐康子
意見広告のデザインを描いて下さった方の計報を知り残念に思います。事務局の慌しさを知るのみで役に立てず申し訳ありません。一人でも賛同者を増やすようにと思っています。

★政権交代を

北海道江別市 成田 強
何としても政権交代をさせなければならぬと思います。

★いつも勉強になります

愛知県あま市 伊藤智章
★ガザの現実についても皆さんに訴えたいですね

★マスコミは本当のこと報道して欲しい

埼玉県川越市 平松伴子
いつもご苦労さまです。私は新聞とラジオ、本しか見ていませんが、日本のマスコミにはもっと本当のことを報道して欲しいですね。

★憲法の矛盾の核心を解き明かす、天野さんの話

千葉県船橋市 林正廣・林悦子
天野さんの話はいつもおもしろい。「憲法の矛盾の核心」を解き明かしてくれるから。

★がんばれ 天野さん

東京都調布市 田邊浩子
天皇制はいらない。そのわけをしつかり伝えたい。
がんばれ 天野さん

★しぶとく生きよう

北海道札幌市 北島義久
としよりが死ぬと戦争屋が喜ぶ。戦争屋に高笑いさせないようしぶとく生きましょう。

★声を挙げ続けよう

東京都西東京市 杉里敦子
自公政権はほとんどまともに機能していないのに、でたらめ千万な暴走が止まりません。しかし黙っているわけにはいきません。声を挙げ続けていこうと思いを新たにしています。

編集委員

阿部めぐみ
天野恵一
有馬保彦
(本号担当)
梶野 宏
北原博子
西田和子
横山道史
吉田和雄

編集後記

★4月に65歳を迎えたばかりで亡くなった梶川彩さんを偲ぶ会が7月20日に持たれ、参加。そこで示された彼女のプロフィールの1行目には、こうある。「2000年市民の意見30の会・東京の通信〔市民の意見30・東京ニュース〕の制作に加わる」。すでに編集委員であった私はここで彼女と出会ったのだらうと思う。この後、彩さんは私たちの反天皇制運動連絡会に参加し、いくつもの運動課題やグループを共有する関係を亡くなるまで持続した。

その長い長い関係はこのニュースづくりの作業が始まりであった。私は吉川勇一さんと福富節男さんに誘われ参加するようになったのだが、兩人ももう亡くなり、当時若手メンバーだった私も、今や最年長編集委員である。

彩さんの集まりで話をし、会席者の皆さんの話を聞きながら「精神のリレー」ということを思った。亡くなった人たちと共有した思いをも想起しながら、ニュースづくりを体力が許す限り持続したい。

(天野恵一)

★7月17日に辺野古基地建設工事を請け負っているゼネコン（大成・大林・五洋など）7社の本社に対して朝の9時から午後6時までかけて1日抗議行動を行なった。参加者は延べ200名を超えた。岸田軍拡は基地強化・弾薬庫増設に5年で15兆円の予算をつける。軍需漬けになる建設業が恐ろしい。

(梶野宏)

★校正作業をしている最中に、敦賀原発2号機、新規制基準に不適合というニュースが入ってきた。原子炉直下に活断層があるという理由からであった。ここから、原子力規制委員会が正しく機能していると判断するのは早計であろう。むしろ、その機能不全のありさまを樋口はその著書（28ページ「本の紹介」を参照）の中で明快に描いて

いる。そういう観点からおススメである。ぜひ手に取っていただきたいと思う。

(横山道史)

★NATO（仏、伊、独、西）空軍が日本上空（百里基地、千歳基地をベースとして）で航空自衛隊と共同訓練を7月19日から8月8日まで行なっている。また、7月28日、日米の「2+2」で、在日米軍の再編が決まり、米軍と自衛隊の一体化が強化されることになった。自衛隊の軍事行動の世界化が進行している。

(有馬保彦)

★5月に阿波根昌鴻写真展を、6月にドキュメンタリー映画「遼太郎のひまわり」を見て、衝撃を受けました。前者は米軍占領下の沖縄・伊江島で土地を接収され難民となった人々の、後者は満蒙開拓移民だった父祖の故郷・長野で帰国者二世として暮らす家族の、戦後の苦闘の記録です。明るい戦後民主主義の蔭の棄民の記録、この年になっての無知に忸怩たる思いですが、少しでも多く知って、今も国内外に続くこの国の棄民政策に抗していけたらと思います。

(阿部めぐみ)

